

条例素案に対するご意見と長崎市の考え方

別紙

※使用頻度の多い用語については、次のとおり省略して記載しています。

- ・地域コミュニティ連絡協議会…「協議会」
- ・長崎市よかまちづくり基本条例…「基本条例」

意見者	No.	ご意見	長崎市の考え方
A	1	この条例の制定は、意義の大きいことであると思いますので、No.1～3の意見について述べます。 基本条例第4条の「情報共有の原則」は特に重要で、市長・行政が圧倒的な情報量を持っているので、市民・議会に、十分な情報提供の場を設けることが、地方自治の基礎となると思います。	No.1のご意見のとおり、基本条例第4条に規定するまちづくりの基本原則の1つである「情報共有の原則」は地域におけるまちづくりを進める上で重要であることから、市は、今後とも情報提供を図っていくよう取り組んでまいります。 また、No.2及びNo.3のご意見にありますように、市は、地域におけるまちづくりについて人・拠点・資金の3つの視点で支援してまいりたいと考えています。
	2	「街づくり」は市民一人ひとりのテーマであり、これを実現するためには、「よき市民」であるための学習の場や、市民活動を盛んにするための「リーダーづくり」が必要になると考えます。「一部の市民」ではなく、多くの市民による街づくりとするため、効果的な「教育・人材育成」の場をより多く提供していただくことが必要ではないかと思えます。	
	3	今回の条例制定にあたり、効果を大きくするためにも、「地域コミュニティ組織」・「コミュニティ団体」等への行政からの支援策（人的・資金的）が伴うことが望ましいと考えます。	
B	4	<p>今後、財政的あるいは人的資源の面から行政による住民サービスが制限され、地域における生活を維持するためには住民の共助が必要となり、その意見をまとめ実際の活動を行う協議会のような組織が必要となることは理解できます。しかし、地域住民間に利益相反する事案が起こった場合や地域が市の基本政策に反する結論を出した場合の解決方法をどうするかという問題は重要と思えます。以下に具体例を示します。</p> <p>広報ながさき7月号の立地適正化計画に関する記事を拝読しました。今後の長崎の人口減少を考慮すると、住民をある地域に集中させるコンパクトシティ化は絶対に必要な施策だと考えますし、市内の基幹産業の衰退に伴う若者人口の市外への流出スピード、出産数減少を考慮すると、20年の余裕はないように思います。</p> <p>そのような状況の中、私の住む橋口町（山里地区）は、平和公園や浦上天主堂など観光的視点から景観保全のため建築物の高さ制限が設定されています。当初は、そのような地点から厳に視覚的に問題となる地域を設定されたようですが、その後、地域住民（自治会）からの要望により制限区域が拡大されました。住宅地としての価値を高めたいとの思惑があったものと思えますが、必ずしも全住民の意見が一致しているわけではなく、制限区域内の町内でも制限区域から除外されているところもあるようです。</p> <p>この地域は文教地区でもあり、住環境の条件も良く、子育て世代にも人気の地域と思いますが、高さ制限のため大規模住宅の建築は不可能であり、人口を集中させることが困難となっています。一方、低層住宅の多くは一軒家ですが、相続者がいない空き家も増えており、子育て世代は一軒家を持つほどの金銭的余裕はないため、住宅が取り壊された後は虫食いのようにコインパーキングが目立つようになっています。かえって景観を害している状況です。</p> <p>私の居住地は山里地区でも最も低い地帯と思えますし、かなりの高さの建築物であっても平和公園からの景観を害することはないと思えます。現に、川向こうの大橋町には多くの高層建築物が建っています。高さ制限が設定されている地域内に私の居住地と同じような条件の場所は多くあると思えますし、そのような場所に大規模住宅を建築できるようになれば、子育て世代に人気の山里地区により多くの人口を集中させることが可能になります。是非当初の観点に戻って、景観保全のための高さ制限区域を見直すことを要望します。</p> <p>以上のように、地域内の住民の意見が統一されず、地域の意見が市の政策に反する（高さ制限による人口集中の妨げ）場合、市が客観的に判断し、市の方針が優先されることを明記することを望みます。</p>	<p>協議会と市は、互いに対等なまちづくりのパートナーであると考えていますので、互いに理解を深め、尊重しながら地域におけるまちづくりを推進していきたいと考えています。</p> <p>ご意見にありますように、まちづくり計画を策定していく中で、地域住民間で意見が異なる事案も考えられますが、地域の中で十分話し合いを行うことが重要であると考えており、その話し合いの中で方向性を共有できた事項がまちづくり計画に位置付けられることとなると考えています。</p> <p>また、ご意見にあるように、まちづくりにおける基本的な考え方を明示することは必要であると考えており、長崎市においては、基本条例でまちづくりの基本原則や市民の役割、市長等の責務などの項目を規定しています。</p> <p>なお、「景観保全のための高さ制限区域の見直しに関する具体的な要望」につきましては、市の所管課であるまちづくり部景観推進室に情報提供させていただきます。</p>

意見者	No.	ご意見	長崎市の考え方
	5	<p>この条例は、地域住民が作成したまちづくり計画に対し、市が支援するための条例であるが、特に重要なのは、第6条の「市は～予算の範囲内において、財政上の措置を講じる」という点で、これは協議会に対し、補助金を交付するという点である。市民としては、この協議会が真に公金を受けるにふさわしいのが重要であるが、この条例素案では不十分と思われる。特に市議会が関わる条文が無いが、選挙で選ばれていない住民で作る協議会の計画で税金を使用することに、市議会の認定が無いのは法的に問題無いのか？補助金の予算は議会の議決を通してあるが、どういう風に使用されるかはその時点ではわかっていない。この条例素案でいくと、まちづくり計画は協議会が策定して提出されることになっており、それで税金である補助金の使用内容が決定されることになっている。選挙で選ばれていない住民が税金の使用決定権を持つことの民主的正当性はあるのだろうか？この条例素案では認定の可否の決定権は市長だけにあるが、市議会にも、まちづくり計画認定の可否についての決定権は、最低限、持たせないといけないのではないか。</p>	<p>協議会に対する補助については、予算として市議会の議決を経て決定されることとなります。その予算の審議においては、補助事業としての目的、対象経費、補助率、補助金の額などについて説明を行い、補助が必要であるか審査いただくこととなります。また、市議会には、毎年度の決算として、補助事業の決算額、実施した事業内容、効果等について報告を行い、適正に予算が執行されたかご審議いただくこととなります。</p> <p>また、本条例素案第7条第1項には、協議会の認定要件を規定しており、この要件に基づき、市長が協議会として認定することとしておりますが、要件として規定しているのは、「まちづくり計画を策定していること」ですので、まちづくり計画の内容の可否について審査するというものではありません。</p>
	6	<p>自治会でもそうだが、こういう組織の会計では不正がたびたび行われてしまっている。特に補助金の交付に関しては、不正防止の対策を講じるべきではないか。この素案のまま補助金を出すと、いずれかの協議会で不正受給が行われてしまう気がする。</p>	<p>補助金については、適正な執行を担保することが重要だと考えています。予算の審議において補助事業としての目的、対象経費、補助率、補助金の額などを明示することや長崎市補助金等交付規則及び補助金等の交付要綱でルールを明らかにすること、実務を行う人に対するマニュアルを作成すること、協議会による内部監査及び市による検査を行うことなどを通して、適切な補助金の執行が行われるよう取り組んでまいります。</p>
C	7	<p>第7条の協議会の認定等で、「(4) まちづくり計画を策定していること。」とあるが、まちづくり計画は行政の中でも高度で専門知識が必要で、これを組織認定の必要条件とするのは、条件としてきびしいのではないかと？まちづくり計画は、協議会認定の後、市からの支援を受けて策定し、別に認定されることにした方がよい。</p>	<p>まちづくり計画は、地区の将来像や課題などを地区全体で共有するためや協議会が地区の運営を自主的・自立的かつ計画的・効果的に実行していくために策定する必要があります。</p> <p>そのため、まちづくり計画の策定については、協議会の設立を希望する地区に対して、計画策定に向けた話し合いの場の開催支援（プログラムの組み立て、進行、各種相談対応等）を行っており、地域と一緒に地域におけるまちづくりを推進していきたいと考えています。</p>
	8	<p>地域のまちづくりの組織として、新たに協議会を作ることになっているが、自治会組織（連合自治会）をまちづくりの組織とするには住民の加入率が悪いので、協議会を作って住民参加を増やそうと考えているのだろうか、そううまくいくだろうか？第3条の住民等の役割を見ると、「住民等は～参加及び協力を努めるものとする」という努力義務にとどまっている。これは今の自治会の加入と同じであり、協議会を作っても結局は住民の全員参加は実現できないと思われる。そうすると、協議会が必ずしも地区全体の住民の意思を代表していると言えないのではないかと？参加者が限られているから、まちづくり計画の正当性が問題になる。参加していない人がまちづくりに意見が無いとはならない。正当性を確保するためには、住民の参加率が活動区域内の半数以上との条件を認定の条件に付加すべきである。</p>	<p>協議会の運営・活動に多くの住民等の皆さんに参加していただくことは、非常に重要であると考えています。</p> <p>このため、協議会の認定要件の1つとして、本条例素案第7条第1項第2号に「当該地区を代表とする組織」と規定しています。また、この組織の要件として、施行規則において、「地区内の自治会数の8割以上が加入していること」及び「地区内の団体の相当数が加入していること」を定めることとしています。</p>
	9	<p>第7条では、「市長が別に定める」という文言が何度も出てくるが、あまり良くないのではないかと？市長に都合の良い団体を選ぶ可能性があるということにならないか。特に第9条の委任に関しては、委任の形式を限定すべきであり、市長が別に定めるにしても、規則なのか、告示なのか、あるいは訓示で済ませるのかを、市議会に確認し、決定すべきだと思う。</p>	<p>この条例素案において「市長が別に定める」と規定している事項については、施行規則において具体的に定めることとしています。</p>

意見者	No.	ご意見	長崎市の考え方
D	10	協議会の意義、必要性は理解しています。このようなしくみが必要であるという立場で(No.10~12の)意見を述べます。協議会設立については先行して数か所(4地域?)で検討されていますが、まず、ここでの先行試行結果を発表して、今後検討する地域の方々に報告し、協議会のあり方、しくみなどを各地域の実情に合わせて設立できるようにしていく方がいいと思います。	地域コミュニティのしくみづくりにつきましては、平成23年度からその方向性について検討を開始し、地域コミュニティあり方委員会等において検討を重ねてまいりました。
	11	すべての地域が、現在、素案に述べられているような連絡協議会で可能なかどうかを検証する必要がある。	平成26年度には、あり方委員会において、地域の各種団体の連携、将来像や進むべき方向性の共有と実現に向けた取組みの重要性及び、財政的支援も含めた市の支援の必要性について報告書を取りまとめました。 これを踏まえて、平成28年度に市長による地域説明会及び意見交換会を市内10ブロックで開催し、いただいたご意見を踏まえ、地域コミュニティ連絡協議会を基盤とする「地域コミュニティを支えるしくみ」の素案を作成したところです。 平成29年度には、市内17ブロックでの、市長による地域説明会及び意見交換会の後、地域コミュニティ推進室で全69小学校区ごとに地域説明会を開催しました。また、長崎市地域コミュニティ推進審議会からご意見をいただきながら素案の整理を図ってまいりました。 平成30年4月からは、式見、ダイヤランド、土井首、深堀、茂木、横尾の6地区をモデル地区に選定してモデル事業を実施しており、まちづくり計画の策定に向けた話し合いを始める前の段階や話し合いを始めた段階、まちづくり計画の実施に向けた段階などそれぞれの段階に合わせた課題やその対応について検証を行い、しくみの制度化が必要であると判断いたしました。 なお、モデル地区以外の地区につきましては、西北、北陽、香焼、福田、戸町、大園、晴海台、西町、野母崎樺島、西城山の10地区で協議会設立に向けた準備委員会がつくられ、それぞれの地域の現状の把握や、将来像、必要な取組みについての話し合いが開催されています。また、理解を深めるための勉強会の開催や準備委員会設立に向け検討を進められている地区が31地区、それ以外の地区が30地区という状況です。 今後とも、多くの地域の団体や住民の皆さんに対する説明会の開催を促したり、モデル地区の具体的な取組みの紹介を行ったり、先進地視察等へ参加していただくなど、地域のニーズにあった支援を進めていきます。
	12	H28~29年度に長崎市(商業振興課)主催で「まちづくり会社設立シミュレーションセミナー」が開催され、いくつかの地域ではまちづくり会社の設立へと動き出しており、そこが協議会と同じ役割をはたす、あるいは役割分担を検討する必要もあると考えます。その為にもすぐにこの条例に向けたのではなく、それも含めた検討期間が必要と考えます。	「まちづくり会社設立シミュレーションセミナー」については、平成28年度に、まちづくり会社の基本的な知識を学ぶセミナーを実施し、平成29年度には、まちづくり会社を具体化するための最初の一步として、収益事業の構築から資金計画、会社設立までを含む開業計画書を作成し、その実現可能性を検証するセミナーを実施しています。 その中で、まちづくり会社の設立に向けた取組みが進められていることは認識しておりますので、まちづくり会社が当該地域の協議会の構成団体として参画することについて、市の商工部商工振興課と連携を図りながら取り組んでまいります。

意見者	No.	ご意見	長崎市の考え方
E	13	<p>No.13～15の意見について述べます。</p> <p>1. 本条例素案の位置づけについて</p> <p>(1)</p> <p>パブリックコメントの募集ページにおいて、「基本条例第3条に規定しているまちづくりの基本理念を実現するための取り組みの1つとして、「地域コミュニティを支えるしくみ」の制度化を目指しています」とあります。ほかにも「実現するための取り組み」「支えるしくみ」として構想している取り組みや仕組みがあり、本条例素案が先行しているだけでしょうか？それとも、とにかく「やってみる」という感覚の下で、体系的な取り組みや仕組みについて検討することなく進められているということでしょうか？前者なら、体系的な整理を示したうえで市民にコメントを求めるべきでしょうし、後者なら、体系的な整理が終了した後に、その結果とともに本条例素案を市民に示すべきだと考えます。「やってみる」という感覚は大事ですが、本条例素案だけ見れば、特に志縁団体から見れば、ここでいう地区で活動するためには協議会への参加が必須であり、そうしなければ行政との協働（支援ではない）にも取り組めないと映る可能性もあると思われます。</p> <p>(2)</p> <p>（目的）第1条において、本条例素案が、あたかも基本条例の内容を具体化するための条例であるかのような書きぶりとなっていますが、住民等、市の役割、協議会（第2条（2）の記述を見れば、基本条例の地域団体に該当）の役割については、既に基本条例で定められ、しかも後に述べるように基本条例の理念と異なる考え方（表現上の問題かもしれませんが）を本条例素案が有していることから、本条例素案と基本条例との整合性に欠けます。混乱を避けるためにも、基本条例との差異は、協議会の扱いに関する部分のみですので、「地域団体」の1つとして取り扱い、条例の名称も「（仮称）協議会の認定および同協議会への支援に関する条例」でいかがでしょうか。そして、必要があれば基本条例を改正し、地域団体の1つとして協議会を位置づければ良いと考えます。もちろん、後に述べるように、基本条例の理念などを勘案すれば、協議会を「認定」し、同協議会を「支援」という言葉・意味合いにも疑問があります。</p>	<p>・1について</p> <p>市の各施策は、必要に応じて条例化を図りながら進めており、今回の「地域コミュニティを支えるしくみ」についても、条例化を図る取り組みの1つとなります。</p> <p>しかしながら、ご意見を踏まえ、基本条例との整合を図る観点から、第1条の「基本条例第3条に規定するまちづくりの基本理念の実現に向けて」を「基本条例の趣旨にのっとり」に改めたいと考えます。</p> <p>また、第2条第3号の住民等の定義につきましても、「地区における次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 住民 本市の区域内に住所を有する者</p> <p>イ 地域団体 地区のために活動している地縁等により形成された自治会などの団体</p> <p>ウ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動している個人、法人その他の団体</p> <p>エ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人、法人その他の団体</p> <p>オ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者」から「基本条例第2条第1項に規定する住民、通勤・通学する人、地域団体、市民活動団体等及び事業者をいう。」に改めることにしました。</p> <p>なお、条例の名称につきましては、第1条に規定する目的から定める必要がありますので、「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」としています。</p>

意見者	No.	ご意見	長崎市の考え方
E	14	<p>2. 本条例素案の根底に流れる思想とその具体について</p> <p>(1)</p> <p>基本条例（まちづくりの宣言）は、「私たちは、まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げることにより、どのような時代の変化にも対応でき、幸せ暮らし活動できる長崎市らしいまちづくりを進めます」と謳っています。この宣言の下で、基本条例では、単に住んでいる人ではなく、地域の問題を自分ごととして捉えられる人というような意味で「市民」という言葉を大事に多用していますが、本条例素案においては、「市民」という言葉は「市民活動団体」の一部として一度使われるだけです。また、基本条例では、「支援」という言葉を一度も使っていません。これは、基本条例という市民と行政には、各々の強み・特徴があり、対等な関係の下で、人・もの・金・情報を持ち寄らなければ、地域の抱える課題の解決には繋がらないと考えて、支援という言葉の一方通行的な関係性を否定したからだと理解しています。さらに、（協議会の認定等）第7条を見れば、協議会が作成したプランを市が「認定する」という言葉が当たり前のように使われています。このように、本条例素案には、基本条例の最も重要な理念である、市民と市が相互に尊重し合って、必要に応じて協働するなどの姿勢に反する思想が流れています。したがって、本条例素案に、基本条例の理念を明確に反映することを求めます。万が一、表現上の問題であるというなら、誤解されることの無きよう修正すべきと考えます。</p> <p>(2)</p> <p>特に、本条例素案（市の役割）第5条と基本条例（市長等の責務）第7条（2）を比較すると、以下のように、両者が有する思想の違いが明確になります。本条例素案（市の役割）第5条「市は、協議会の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域におけるまちづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない」。そして、「地域におけるまちづくり」を（定義）第2条（1）で「住民等が自らの地区（第7条第1項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。）に必要な取組を、地区全体で話し合い、実行していくことをいう」としています。住民等の中に市は入りませんので、地区の計画や取り組みは、住民等が参加する協議会で作成・実施することとして、その協議会を市が認定すれば必要な施策を講じますというストーリーになっています。つまり、「市民の自主性及び自立性」は市が評価し、評価されれば「支援」という名の「協働」が実現するという構造です。他方、基本条例（市長等の責務）第7条（2）「市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画と協働によるまちづくりを推進します」となっています。ここでいう「協働」には、当然、市民と市との協働が想定されており、必要に応じて、計画づくりから実施過程までのいずれかの工程、もしくは全体で「協働」というストーリーとなっています。また、両者の間には、「市民」「住民」といった言葉の包含関係等、言葉の定義や概念にも混乱が散見されると考えます。このような差異は、2-（1）の思想を具体化したものだと考えられますので、思想の再確認後、文言等を修正する必要があります。</p>	<p>・2について</p> <p>本条例素案第2条第3号に規定する「住民等」については、この条例の「地域におけるまちづくり」が、地区（小学校区又は連合自治会の区域を基礎とする区域）という特定の区域におけるまちづくりについて定めていることや地域のかたがより自らのことであると受け止められることから、「住民等」という表現にしました。</p> <p>ご意見のとおり、協議会と市が対等な関係の下で、人・もの・お金・情報を「持ち寄る」ことで地域課題の解決につながると考えています。市は協議会に対し、財政的、人的その他必要な「支援」を行いますが、ここでいう「支援」とは、「持ち寄る」という意味で使用しており、基本条例の思想に則ったものであると考えています。また、この条例は、市の協議会に対する「支援」の根拠となるものであることから、具体的な支援の内容や協議会の認定に関することを規定しています。</p> <p>なお、ご意見に「協議会が作成したプランを市が認定する」とありますが、本条例素案第7条第1項第4号に規定している協議会の認定要件は、「まちづくり計画を策定していること」ですので、まちづくり計画そのものを認定するというものではありません。</p>
	15	<p>3. まちづくりの総合性</p> <p>本条例素案及び基本条例のいずれにおいても、まちづくりという言葉が多用されますが、私たちが豊かに暮らすことのできるまちをつくるためには、多様な人・もの・金・情報が必要です。本条例素案は、そういったまちづくりを進めるために、行政としての長崎市が持つ資源を、市内の区域に如何に投下するのかという枠組みをつくりたいという意図で作成されたものだと理解します。しかし、今回の条例素案は、協議会という1つのチャンネルのみについて検討したものであり、たとえば市役所内の他の部署が有する施策なども考慮したうえで、公平に市内のある区域に資源が投下されるにはどうすれば良いのかという観点、つまり、まちづくりの総合性を踏まえて検討されるべきだと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、総合計画に基づき市の施策を包括的に捉え、基本条例の趣旨に則り各施策を推進していくことが非常に重要であると考えています。</p>

意見者	No.	ご意見	長崎市の考え方
F	16	<p>人口減少が公共の予測値よりも早く進行する長崎市は、これまで地域経済を支えて来た地域産業構造の変換も余儀なくされていて、公共の行財政状況も厳しくなる環境下にある。同時に多く地域でコミュニティの核であった小中学校の統廃合や公共施設の統廃合も進行せざるを得ず、少子高齢化とともに自治会運営などの共助・公助の担い手不足も顕在化している。地域課題が山積する長崎市において、将来に渡ってこれまでの行政（市役所）が主導的に行う地域運営には自ずと限界があると、一市民としても容易に認識できる。</p> <p>市民が主体的に関わりながら、地区ごとの課題解決型の地域運営へと転換することを意味する地域コミュニティ政策を推進することは、これまで市が進めてきた内部機構改革や公共施設の統廃合、次世代育成などの市民協働体制から、さらに一歩進めた「市民ガバナンスによる地域協働体制」を促し、来る人口減少と財政難の都市経営を市民総参加で行うための行財政改革の本丸でもあるとも言いつ過ぎになるまい。</p> <p>平成24年度「地域コミュニティあり方委員会」での地域の取り組みの方向性及び市の支援策の方向性についてまとめられた報告書を基に、持続可能な施策のための具体的な支援部分についても、広く市民の意見を集約・反映させ、同時にハード整備によるまちづくり部門の「市民主体のまちづくり」とも連動させる必要もあり、実際の運用となれば各自治会や社会福祉協議会、育成協議会など既存団体の役割との整合性を図る為の指針と調整スキルを持った人材も必要となる。</p> <p>先に条例化された「基本条例」とあわせて、「地域コミュニティを支えるしくみ」の制度化を目指し、待ったなしの市民主体のまちづくりを実現するためには、理想を掲げる本条例化の前に、モデル地域での実例をもとに、「(案)地域コミュニティ推進審議会」などで議論を深め、広く市民の意見を取り入れながら支援内容や運営手法、今後取り組むべき事業内容等、人口推移を念頭に置いた「(案)長崎市地域コミュニティ推進基本計画（指針）」を示すべきである。その基本計画と本条例をセットとして上位計画と位置づけて議会で承認を得て、たとえ時のリーダーや行政組織の都合で内部機構や担当者が入れ替わったとしても、持続可能な地域住民による地域運営を支える仕組みを長期的な視点で市民主体による地域自治・地域経営のための支援を担保すべきである。</p> <p>さらに市が地域コミュニティ活性化アドバイザーを委託した国の先進事例に精通した講師や先進地視察を終えた市議会議員の意見、学識経験者からのアドバイスなども盛り込み、基本計画（指針）の精度を上げ、広く市民の理解を得るために基本計画を修正できる審議会も開設すべきであるとする。</p> <p>長崎市は華やかな観光イベントや伝統的なまつりによって華やかに見える反面、中心市街地斜面地域の人口空洞化と平成の市町村合併により市域が拡大し、地域ごとの地域課題にも大きな差異が見られ、担当部局や時の推進体制が変革してしまうリスクを内包している。条例によって位置づけられている地域協議会が地域内の意見集約を図りながら作成される計画書に基づく交付金支給による各種事業の運営はもとより、中長期的な視点でのふるさと教育や次の世代の人材育成など、持続可能な地域コミュニティ運営のハブとなる地域ごとの拠点の確保と、自治会の会計事務等も代行できる地域住民主体の地域事務局の健全な維持支援のための制度運営こそ喫緊の課題であると感じている。</p>	<p>ご意見のとおり、地域におけるまちづくりを推進するためには、人材の育成、拠点の確保、事務局支援等を行うこと及び持続可能な地域住民による地域運営を支えるしくみの継続性を担保することが重要であると考えています。</p> <p>市では、地域コミュニティのしくみづくりについて、平成23年度からその方向性について検討を開始し、地域コミュニティあり方委員会等において検討を重ねてまいりました。</p> <p>平成26年度には、あり方委員会において、地域の各種団体の連携、将来像や進むべき方向性の共有と実現に向けた取組みの重要性及び、財政的支援も含めた市の支援の必要性について報告書を取りまとめました。</p> <p>これを踏まえて、平成28年度に市長による地域説明会及び意見交換会を市内10ブロックで開催し、いただいたご意見を踏まえ、地域コミュニティ連絡協議会を基盤とする「地域コミュニティを支えるしくみ」の素案を作成したところです。</p> <p>平成29年度には、市内17ブロックでの、市長による地域説明会及び意見交換会の後、地域コミュニティ推進室で全69小学校区ごとに地域説明会を開催しました。また、長崎市地域コミュニティ推進審議会からご意見をいただきながら素案の整理を図ってまいりました。</p> <p>平成30年4月からは、式見、ダイヤランド、土井首、深堀、茂木、横尾の6地区をモデル地区に選定してモデル事業を実施しており、まちづくり計画の策定に向けた話し合いを始める前の段階や話し合いを始めた段階、まちづくり計画の実施に向けた段階などそれぞれの段階に合わせた課題やその対応について検証を行い、しくみの制度化が必要であると判断いたしました。</p> <p>また、ご意見にあります「(案)長崎市地域コミュニティ推進基本計画（指針）」のような基本的な考え方をまとめたものが必要であることから、基本方針として「地域コミュニティを支えるしくみ」を策定し、その継続性を担保するために条例を制定しようとするものです。</p> <p>なお、この制度につきましては、市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、市民ニーズに合った制度となるよう今後とも取り組んでまいりたいと考えています。</p>
G	17	長崎市内の道路を新しく大きな道路などに新設すべきだと思う（都市高速なども含めて）。	<p>この条例は、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりの推進に寄与することを目的としています。</p> <p>これらのご意見は、市の関係課に情報提供させていただきます。</p>
18	観光都市長崎とは言っているけど、観光場所（出島、めがね橋、大浦天主堂など）に駐車場が少ない。		
19	全体的に交通について非常に不便な町で、他県から自家用車での観光がしにくい。		
20	旭大橋は解体して平にするべき。		